

第3章 施策の展開に向けて

第3章 施策の展開に向けて

1 施策の推進と役割の分担

(1) 住宅の社会的性格

住宅は、人生の大半を過ごす生活の場として、家族と暮らし、憩い、安らぎを与えるかけがえのない空間であり、人々の社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点です。それと同時に町なみの重要な構成要素でもあり、安全、環境、福祉、文化といった地域の生活環境に大きな影響を及ぼす社会的性格を有します。

このように住宅は、豊かな地域社会を形成する上で重要な要素であり、個人が生き生きと躍動し、活力・魅力があふれる社会の基盤として、最も基本的な要素です。

(2) 県民の努力と行政の施策

住宅は個人の私的生活の場のみならず、地域社会を形成する上で重要な要素です。そこで営まれる豊かな住生活は、多様化・高度化している県民のニーズが適切に反映される住宅市場において、県民一人一人が努力することを通じて実現されることが考えられます。このことを前提としながら、本計画に基づく施策（県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策）は、社会の持続的発展と安定を図る上で極めて重要な意義を持つものとして、総合的かつ計画的に推進されなければなりません。

(3) 国と地方公共団体等の役割分担

豊かな住生活を実現するため、住生活基本法は実施する施策の基本理念を定めるとともに、下表のとおり国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を定めています。

	住生活基本法に定める責務
国	<ul style="list-style-type: none">・ 施策の策定と実施・ 関連技術の研究開発の促進、情報の収集、提供等・ 啓発、住民の協力を得る努力
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none">・ 施策の策定と実施・ 啓発、住民の協力を得る努力
住宅関連事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 住宅の品質、性能の確保・ 正確・適切な情報を提供する努力

住生活に関する施策は、住民の生活に密接に関係し、県内の各地域の様々な状況や課題に対応することが必要であり、原則として、市町村が主体となって実施しなければなりません。そのため市町村は、本計画を基本的指針として、住宅マスタープラン等の計画を定めるように努めるものとします。

その上で、県は次の役割を担い、市町村及び住宅関連事業者等と連携して、本計画に基づく施策を推進します。

県の役割

- 「島根総合発展計画」に掲げる定住の促進、少子・高齢化への対応等、重要課題に対する取組の実施
- 豊かな住生活を実現する上で最低限必要な生活水準を確保するための支援
- 情報提供や体制整備等、広域的に行うことが必要な取組の実施
- 新たな課題等に対する先導的な取組の実施

2 豊かな住生活を実現するための条件

本県における住生活に関する施策は、県民一人一人が真に豊かさを実感でき、魅力ある住生活を実現するために推進します。

住生活の豊かさや魅力は、一人一人の価値観、ライフスタイルやライフステージが異なるため、目指すべき姿を一概に論じることはできません。しかし、その実現のためには、生活の基盤として必要となる住まい（ハード）と、個人のニーズに応じた住まい方（ソフト）の両方が確保されていることが重要で、次の条件を満足する必要があります。

- 多様な居住ニーズを満たす安全・安心で良質な住宅を、適時・適切に選択できる住宅市場が形成されていること
- 市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な人（住宅確保要配慮者）に対しても、安心して住み続けられる住宅の安定確保策（セーフティネット）が構築されていること

3 相談体制と情報提供体制の充実

(1) 相談体制の充実

市町村、建築関係団体等と連携して、住宅の新築・リフォーム、住宅に関わるトラブル、空き家の利用や売却・賃貸等に関する消費者の相談体制の充実を図ります。

(2) 既存住宅に関する情報提供の充実

既存住宅の流通促進を図るため、不動産取引業界の協力により既存住宅の賃貸・売買に関する情報提供の充実を図るとともに、国が主導する新たな住宅循環システムの構築・定着に向けた取組を行います。